

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	90 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	88 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年3月まで

社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、20歳の時、母から国民年金に加入するよう勧められ、昭和38年ごろに、A区役所B支所に出向き、国民年金の加入手続をした。申立期間以外は国民年金保険料が納付済みとされており、申立期間のみ未納とは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人に国民年金への加入を勧め、申立人に代わり国民年金保険料を納付してくれたこともあったとする実父母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料を完納しているなど、申立人及びその家族は納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、A区B支所において国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているところ、A区では、昭和22年3月からB支所が存在し、申立期間当時に国民年金の加入手続及び保険料の収納を行っていたと回答している上、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致しており、申立人の主張に不自然さは見られない。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び国民年金手帳の発行日からすると、過年度保険料となるものの、申立期間直後の昭和38年度の保険料は過年度納付されていることが確

認でき、納付が可能な申立期間のみ未納とすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月

社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私の居住していた地区では、納付組織による国民年金保険料の集金があり、私と実父母はこの組織を通じて保険料を納付しており、申立期間の国民年金保険料のみ未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A町が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、国民年金加入直後の昭和46年8月を除く国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて期限内に納付しており、申立期間のみ未納とすることは不自然である。

さらに、申立人が居住していた地区には、申立期間当時、納付組織が存在し、国民年金保険料の集金を行っていたことが確認でき、申立人の主張と合致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和42年5月23日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年12月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA株式会社における同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年5月から同年9月までの期間は2万円、同年10月から43年5月までの期間は4万8,000円、同年6月から同年9月までの期間は3万9,000円、同年10月から44年7月までの期間は4万2,000円、同年8月から同年11月までの期間は5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月23日から44年12月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA株式会社に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA株式会社は、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、当該事業所の後継事業所から提出のあった退職者報告書により、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の旧姓（ただし異名で生年月日相違）と同じ者が、昭和42年5月23日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年12月26日に同資格を喪失していることが確認できること、i) この者の被保険者期間は、申立期間と一致していること、ii) 上記退職者報告書上、申立人の旧姓と同姓の者は申立人以外に見当たらないこと、iii) 上記被保険者原票上、申立人

が主張する厚生年金保険の被保険者資格の得喪時期と同じ時期に、同保険の加入記録がある者は上記の者以外に見当たらないこと、iv) 上記退職者報告書上、申立人の次に記載されている者の当該報告書における勤務期間は、当該者の被保険者原票上の厚生年金保険の加入期間と一致していること、v) 当該事業所の後継事業所では、申立てどおりの届出を社会保険事務所に行っていたと思われる旨回答していること、vi) 上記の者の記録は、基礎年金番号に統合されておらず、現在、該当者がいない記録とされていることから判断すると、社会保険事務所において上記被保険者原票の作成時に、記載誤りがあった疑いが強く、当該記録は申立人に係るものであると推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 42 年 5 月 23 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44 年 12 月 26 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する今回統合する厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 42 年 5 月から同年 9 月までの期間は 2 万円、同年 10 月から 43 年 5 月までの期間は 4 万 8,000 円、同年 6 月から同年 9 月までの期間は 3 万 9,000 円、同年 10 月から 44 年 7 月までの期間は 4 万 2,000 円、同年 8 月から同年 11 月までの期間は 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

山形厚生年金 事案 262～347（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年5月31日に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年5月31日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、社会保険事務所の記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していた株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた株式会社Aから提出された賞与支給控除明細表から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給控除明細表における厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	賞与額 (標準賞与額)
262	女		昭和 34 年生		4 万円
263	女		昭和 24 年生		5 万円
264	女		昭和 20 年生		13 万円
265	男		昭和 35 年生		12 万円
266	女		昭和 22 年生		5 万 5,000 円
267	女		昭和 21 年生		10 万円
268	男		昭和 26 年生		9 万円
269	女		昭和 26 年生		5 万円
270	女		昭和 11 年生		5 万円
271	男		昭和 26 年生		35 万円
272	男		昭和 36 年生		35 万円
273	男		昭和 23 年生		8 万円
274	男		昭和 33 年生		15 万円
275	男		昭和 30 年生		12 万円
276	男		昭和 32 年生		5,000 円
277	女		昭和 27 年生		3 万円
278	男		昭和 32 年生		9 万円
279	女		昭和 14 年生		3 万円
280	女		昭和 22 年生		4 万円
281	女		昭和 24 年生		4 万 5,000 円
282	男		昭和 15 年生		8 万円
283	女		昭和 30 年生		3 万 5,000 円
284	女		昭和 48 年生		5 万円
285	女		昭和 51 年生		6 万円
286	男		昭和 52 年生		6 万円
287	男		昭和 52 年生		5 万円
288	女		昭和 52 年生		3 万円
289	女		昭和 48 年生		5 万円
290	女		昭和 53 年生		3 万 5,000 円
291	男		昭和 49 年生		5 万円
292	男		昭和 42 年生		15 万円
293	女		昭和 27 年生		4 万円
294	女		昭和 55 年生		3 万円
295	男		昭和 21 年生		6 万円

296	女		昭和 48 年生		4 万円
297	女		昭和 50 年生		4 万 5,000 円
298	男		昭和 46 年生		5 万円
299	女		昭和 35 年生		6 万円
300	女		昭和 57 年生		4 万円
301	女		昭和 57 年生		4 万 5,000 円
302	女		昭和 53 年生		3 万円
303	男		昭和 48 年生		3 万円
304	女		昭和 39 年生		3 万円
305	男		昭和 52 年生		5 万円
306	男		昭和 55 年生		4 万円
307	男		昭和 59 年生		4 万円
308	男		昭和 60 年生		5 万円
309	男		昭和 59 年生		6 万円
310	男		昭和 49 年生		10 万円
311	男		昭和 49 年生		7 万円
312	女		昭和 55 年生		5,000 円
313	男		昭和 25 年生		3 万円
314	男		昭和 60 年生		3 万 5,000 円
315	男		昭和 26 年生		6 万円
316	男		昭和 59 年生		3 万 5,000 円
317	女		昭和 27 年生		4 万円
318	女		昭和 59 年生		3 万円
319	男		昭和 51 年生		13 万円
320	男		昭和 32 年生		20 万円
321	男		昭和 31 年生		30 万円
322	女		昭和 23 年生		3 万円
323	女		昭和 26 年生		10 万円
324	女		昭和 15 年生		3 万円
325	女		昭和 38 年生		6 万 6,000 円
326	女		昭和 44 年生		7 万円
327	男		昭和 15 年生		1 万円
328	男 (平成 19 年死亡)		昭和 23 年生		15 万円
329	男		昭和 56 年生		5 万 5,000 円
330	女		昭和 12 年生		3 万 7,000 円

331	女		昭和 18 年生		4 万円
332	男		昭和 20 年生		9 万円
333	男		昭和 56 年生		5 万円
334	男		昭和 45 年生		4 万円
335	男		昭和 29 年生		4 万円
336	男		昭和 58 年生		3 万 5,000 円
337	女		昭和 34 年生		4 万円
338	女		昭和 44 年生		8 万円
339	女		昭和 60 年生		5 万円
340	女		昭和 60 年生		4 万円
341	女		昭和 60 年生		3 万円
342	女		昭和 24 年生		3 万円
343	女		昭和 47 年生		3 万円
344	女		昭和 49 年生		7 万 5,000 円
345	女		昭和 31 年生		9 万円
346	男		昭和 33 年生		12 万円
347	女		昭和 57 年生		4 万円

山形厚生年金 事案 348

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成2年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月30日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間とその前後の期間に株式会社Aに勤務しており、厚生年金保険料が給与から継続して控除されていたので、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった雇用保険受給資格者証、給与明細書及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間に株式会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成2年5月の社会保険庁の記録及び給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、

事業主が資格喪失日を平成2年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月9日から24年11月24日まで
社会保険事務所に船員保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、船員保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、申立期間に船員として船舶Aに乗っており、申立期間について、船員保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳の記載から、申立人は、昭和23年2月9日に船舶Aの船員として雇い入れられたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する船舶所有者名簿によると、船舶Aは、申立期間後の昭和25年12月2日に船員保険の適用船舶となっていることが確認できる。

また、船舶Aは社会保険事務所の記録上、昭和27年11月21日に船員保険の適用船舶ではなくなっており、申立期間当時の船舶所有者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げた同僚7人の年金記録を見ると、申立期間について、加入記録が確認できない者が5人いる上、ほかの二人は申立期間の全部又は一部について船員保険又は厚生年金保険の加入記録があるものの、船舶名及び事業所名が不明であるとともに、加入記録が確認できない上記5人のうち一人は、「申立期間当時、船舶Aは船員保険に加入していなかったはずであり、私も昭和20年代に船舶Aに乗っていたが、その期間の船員保険の加入記録は無い。」と供述している。

加えて、申立期間について、船員保険料が控除されていたことを示す給与

明細書等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料が控除されていたことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月9日から35年4月26日まで
② 昭和35年6月1日から36年10月9日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の回答をもらった。

しかし、私は、A株式会社に勤務した申立期間について、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無く、脱退手当金を受給したとされている記録に納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録上、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和30年3月9日（A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日）から48年3月までの期間に、申立てに係る事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性10人のうち、脱退手当金の受給要件を満たす6人について脱退手当金の支給状況を調査したところ、3人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人が当該事業所において一緒に勤務したとして名前を挙げた元同僚は、当該事業所に勤務した2被保険者期間について、いずれも資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和36年10月14日に脱退手当金の請求を受け付けた旨の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の37年2月

12日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 351 (事案 176 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 5 日から 36 年 12 月 1 日まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、申立期間当時、A株式会社(現在は、B株式会社)に勤務し、給料から社会保険料等が控除されていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 勤務していたとする事業所が保管している「入社希望選考表」に、昭和 36 年 12 月 1 日に正式入社した旨記載されているとともに、当該事業所では、「『入社希望選考表』に記載されている正式入社の日付で厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料の控除があったものとする。」と回答していること、ii) 元同僚二人は、「申立人は、家業が忙しい時期は休んでいたかもしれない。」と供述しており、当該期間は冬期間のみの臨時雇用であったことも否定できないこと、iii) 同事業所では、当該期間に係る申立人の勤務実態を確認できる資料が無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる事情が見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 22 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、今回、再申立てを行っているが、保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から32年3月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、公共職業安定所の紹介でA株式会社に昭和30年7月1日から勤務し、32年7月10日まで同社のB工場とC工場に勤務した記憶があるが、私の同社での厚生年金保険の加入記録は同年3月21日から同年7月10日までの期間のみであり、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に関する具体的な記憶及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人はA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所では、「正社員については保管している正社員台帳に名前の記載があるが、B工場及びC工場のいずれの台帳にも申立人の名前は見当たらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況については不明である。」旨回答しており、申立人の具体的な勤務期間及び申立期間における厚生年金保険の加入の有無を確認できる関連資料及び供述が得られなかった。

また、申立人は申立期間当時の同僚の名前は思い出せないとしているため、社会保険事務所の記録上、当該事業所における申立人の健康保険整理番号の前後の者5人及び申立人が勤務し始めたとする昭和30年7月前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者5人に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、6人から回答を得たものの、申立

人の雇用形態及び厚生年金保険の加入の有無等については分からないと供述している。

さらに、上記同僚6人のうち4人の回答によると、当該事業所では入社当初は見習い期間とされ、その間は厚生年金保険に加入していない旨回答しているところ、これらの同僚が記憶する入社日と社会保険事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は一致していないことから、当該事業所では、従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、社会保険事務所が保管するB工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立人は、昭和32年3月21日に被保険者資格を取得し、同年7月10日に同資格を喪失したととされているとともに、申立人が勤務し始めたとする昭和30年7月前後に申立人の名前は見当たらないほか、C工場の同被保険者名簿にも申立人の名前は見当たらない。

その上、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。